



岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

集落型稲作生産組織の経済構造に関する研究： 岐阜県海津郡平田町の事例分析

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-06-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 有本, 信昭 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/5746

集落型稲作生産組織の経済構造に関する研究

——岐阜県海津郡平田町の事例分析——

有本 信昭

農業経済学研究室

(1984年7月31日受理)

Studies on the Economic Character of Cooperative Groups for Rice-production, Controlled by Rural Community

—— A Case of Hirata-cho, Gifu Pref., Japan ——

Nobuaki ARIMOTO

Laboratory of Agricultural Economics

(Received July 31, 1984)

SUMMARY

Some important characteristics of cooperative groups for rice-production controlled by rural community are elucidated.

The original data used in this study were provided mainly by the detailed survey for cooperative groups which was undertaken in Hirata-cho, Gifu Pref., Japan, 1982-83

The conclusions are as follows.

- (1) Most cooperative groups controlled by rural community are organized in connection with goverment subsidy, exchanging the types of it from joint use of agricultural machinery to contract farming (farm works).
- (2) Operators of the coop are selected from among its members (farm households).
- (3) On the organization of cooperative groups, Hirata-cho Agricultural Cooperative played an important role.
- (4) Generally speaking, cooperative groups are confronted with some problems, deficiency of operators, poor accounting conditions, impossibility of depreciation (agricultural machines), etc.
- (5) Rent or lease of farm land (contract farming under farm management) can not yet be expected in Hirata-cho, because the members of the cooperative groups have large businesses and the income from rice-production is larger than the land rent.

Therefore, fundamental direction of intensification and reproduction of cooperative groups should be not to rent or lease farm land but, rather, contract farming controlled by the rural community.

Res. Bull. Fac. Agr. Gifu Univ. (49) : 63-74, 1984.

要 約

集落型生産組織とは、農業集落を範囲とし、集落の圧倒的多数者でもって組織され、もっぱら集落内の基幹農作業の受委託を行う組織である。その典型的事例である岐阜県海津郡平田町土倉・高田両集落(生

産組織)を対象として昭和56-59年において実施した生産組織調査の結果は、次のとおりである。

(1)集落型生産組織の設立は、直接には補助事業対応を契機としたものであり、組織類型では農業機械の共同利用組織から農作業の受託組織へと再編されている。

(2)生産組織のオペレーターは、約2戸に1人の割合で選出され、「反当平等出役(土倉)」ないしは「平均出役(高田)」を行っている。オペレーター収入は、農家所得はいうまでもなく、農業所得のごく一部をなすにすぎない。

(3)町費補助金の投入をはじめ、行政・農協が集落型生産組織を指導・援助している。しかし一般的に例えば生産組織は、今日、米価の低迷、生産資材価格の高騰、作業実績の伸び悩み(水田利用再編対策)等のなかで、組合収支、オペレーター要員の確保、役員負担、作業委託農家の経営収益性の悪化等々の諸問題に逢着している。

(4)当該地域では、さしあたり集落型生産組織以外の方式での地域農業の組織化は展望しがたく、この方式を踏襲した生産組織の再編強化が今後の基本方向である。また新たな再編の方向は、より一層の補助金待望や既存の農政への迎合ではなく、農業集落の構造の見直しや農業を巡る諸矛盾・諸困難の直視、その打破の方向でしかないと考えられる。

諸 言

東海地域は、稲作の集団栽培の発祥の地であり、この集団栽培組織が稲作栽培技術の高位平準化(農業試験場技術の普及——改良品種の早植、密植、分施追肥、間断灌水、機械化稲作等々——)を達成し、おりからの農作業の機械化の進行の中で農業機械の共同利用組織や農作業受託組織さらには経営受託組織^{註1)}へと再編されてきたことはよく知られている^{1,2,3,4)}。とりわけ愛知県西三河地域(例えば安城市高棚地区、豊田市高岡地区)では行政・農協がリードし、農協管内(ないしは合併後の支店)単位に登録・組織された中核的担い手農家で構成される営農組合が経営受託や農地賃貸借を広く行っていることで知られており、「集落を軸とした話し合いで中核農家への農用地の流動化を推め、生産性の高い水稲生産構造」の実現をめざす今日の農政の優良事例として広く紹介されている⁵⁾。

しかし、この方式(中核農家への農地流動化や経営受委託)での地域農業組織化の程度を東海地域全体としてみれば、愛知県の西三河と尾張の一部を把えているにすぎず、東海地域のかかなりの部分では経営受委託や農地賃貸借ではなく、農作業受委託方式^{註2)}が支配的であるといえる。また安城や豊田市にみられる方式は、1つには行政・農協の手厚い育成策(土地基盤整備事業や機械・施設への補助事業の集中的投入)、2つには地域労働市場の展開とその特異な労務政策(自動車関連産業等による相対的安定兼業の展開と、農業と兼業の「二足のわらじ」を不可能ないしは不利とする労務政策)の2要因によって支えられているといえるが、この後者は東海地域全体を包み込むまでに至っていないし、またそのことからしても前者による対応には東海地域全体としては大きな制約・限界があると考えられるし、今後とも相当長期にわたってそうであろう。

東海地域のかかなりの部分に広がっている安城方式でない稲作生産組織の類型は、集落を範囲として組織された生産組織による農作業受委託方式(ないしはその前段階としての、少数の農家でもって構成される農業機械の共同利用組織)である。

本報告の課題は、この集落型稲作生産組織の代表的地帯である岐阜県海津郡平田町を事例としてその経済構造を解明することである。具体的には、第1に集落型生産組織の成立要因、第2にそこでのオペレーターの存在形態、第3に行政・農協の介入・関与の意義、第4に再圃場整備や農家の世代交替に伴う生産組織の再編の方向、以上の4点を明らかにすることである。

注1) 農地法上の制約から、当時「農地賃貸借」と呼称せず今日に至っているが、事実上の「農地賃貸借」である。その岐阜県における実態は、犬塚昭治：農協による経営受託組織の構造。名城商学33(4)：1984。を参照されたい。

注2) この農作業受託から経営受託への展開について「受託組織から個別借地形態」への「前進形態」(伊東勇夫：「稲作生産者組織の展開」、古島敏雄編「産業構造変革下における稲作の構造、I理論編」東京：東京大学出版会426,1975。)とみなす考え方が一般的である。また後藤光蔵氏は安城型の農地賃貸借を「太平洋ベルト地帯に

みられる一般的な動き」（：“太平洋ベルト地帯における稲作生産の動向と再編の方向”，井上完二編“現代稲作と地域農業”東京：農林統計協会565,1979.）としているが肯首しがたい。一家総兼業化，後継ぎ層の安定就業化等による「生産力担当層の自生的確立が困難」な東海地域では「行政・農協の下支えが欠かせない」（同上）が，こうした条件が東海地域全体に及んでいないことは明白である。

1. 岐阜県における農業生産組織の展開

(1) 稲作生産組織の諸類型

岐阜県における稲作生産組織の類型別推移²¹⁾を昭和47,51,58の3ヵ年で示すと表1のとおりである。東海3県との比較でその特徴を示すと次の4点である。

①旺盛な生産組織の育成（組織数の大きさ）

東海3県合計にしめる岐阜県の生産組織の割合はそれぞれ43.3%,48.7%,51.8%ときわめて大きく，かつその割合を高めている。

②「共同利用」および「農作業受託」組織の優勢

愛知県での「集団栽培」（昭和47年）や「経営受託」と対照的に岐阜県では「農作業受託」や「共同利用」がきわめて優勢である。

③組織類型再編の主要方向は「共同利用」から「農作業受託」へ

「共同利用」と「農作業受託」の組織数比は，昭和47年の2：1から昭和58年には1：1へと推移しており，愛知県での「集団栽培」から「共同利用」および「受託」へという方向と対照的である。

④行政・農協の介入・関与（表2参照）

表2は，昭和56年7月1日の類型別生産組織数を県別，農業地域別に示したものである⁶⁾。また類型の「受託」では，農協の「直営型」，「再委託型」，「中間型」の3小類型を合せて「農協系統²²⁾とし，「非農協」（任意組合，グループ，法人等）系統と対比した。

農協系統の組織数と農協シェアに注目すると，農協による農作業受託組織の盛んな育成——岐阜県（シェアそのものは組織数の大きさゆえに低い），農協による農作業および経営受託組織の盛んな育成——愛知県が特徴的であり，三重県ではこの点がやや弱くなっている。

(2) 稲作生産組織の地域分布

昭和58年11月に岐阜県が行った調査⁷⁾によれば，県下の農作業および経営受託組織は221カウントされ，その県内地域分布（県事務所単位）は表3のとおりである。

生産組織数の多いのは，西南濃（27.6%），伊奈波地域（17.6%）であり，この両地域に全体の45.2%が

表1 類型別農業生産組織数

年	類型	集団栽培	共同利用	受託		計
				経営	農作業	
昭和47年	岐阜	34	208	2	114	358(43.3)
	愛知	126	75	8	110	319(38.6)
	三重	78	46	—	26	150(18.1)
	計	238	329	10	250	827(100.0)
昭和51年	岐阜	35	290	4	153	482(48.7)
	愛知	66	74	23	127	290(29.3)
	三重	53	89	4	72	218(22.0)
	計	154	453	31	352	990(100.0)
昭和58年	岐阜	11 (1.5)	367 (50.4)	5 (0.7)	345 (47.4)	728(51.8) (100.0)
	愛知	50 (12.6)	108 (27.1)	29 (7.3)	211 (53.0)	398(28.3) (100.0)
	三重	40 (14.2)	115 (41.1)	10 (3.6)	115 (41.1)	280(19.9) (100.0)
	計	101 (7.2)	590 (42.0)	44 (3.1)	671 (47.7)	1,406(100.0) (100.0)

注) 昭和47年は「農業生産組織調査」（農林省）

〃 51年は「農業生産組織実態調査」（農林水産省）

〃 58年は「東海の農業生産組織名簿」（東海農政局）による。

表2 地域別、類型別稲作生産組織（昭和56年7月）

県	地域	類型	集団栽培	共同利用	農作業受託			経営受託			計	農協シェア (%)
					非農協	農協 ¹⁾	小計	非農協	農協 ¹⁾	小計		
岐 阜	西南濃	濃	—	132	134	24	158	2	—	2	292	8.2
	中濃	濃	5	12	42	17	59	—	1	1	77	23.4
	東濃	濃	7	14	17	6	23	—	—	—	44	13.6
	飛騨	驛	1	24	25	16	41	—	—	—	66	24.2
	小計		13	182	218	63	281	2	1	3	479	13.4
			(2.7)	(38.0)	(45.5)	(13.2)	(58.7)	(0.4)	(0.2)	(0.6)	(100.0)	
愛 知	尾張	張	2	20	43	36	79	10	6	16	117	35.9
	西三河	河	31	16	26	23	49	7	6	13	109	26.6
	東三河	河	4	5	15	15	30	2	—	2	41	36.6
	小計		37	41	84	74	158	19	12	31	267	32.2
			(13.9)	(15.3)	(31.5)	(27.7)	(59.2)	(7.1)	(4.5)	(11.6)	(100.0)	
三 重	北勢	勢	8	18	11	11	22	1	—	1	49	22.4
	中勢	勢	11	58	3	14	17	—	—	—	86	16.3
	南勢	勢	20	9	3	7	10	1	—	1	40	17.5
	伊賀	賀	5	14	14	6	20	1	—	1	40	15.0
	小計		44	99	31	38	69	3	—	3	215	17.7
			(20.5)	(46.0)	(14.4)	(17.7)	(32.1)	(1.4)		(1.4)	(100.0)	
計		94	322	333	175	508	24	13	37	961	19.6	
			(9.8)	(33.5)	(34.7)	(18.2)	(52.9)	(2.5)	(1.3)	(3.8)	(100.0)	

注1) 東海農政局「東海の農業生産組織名簿」(昭和56年7月1日現在)による。

注2) 「農協」とは、農協の「直営型」「再委託型」「中間型」の小類型を含む。

集中している。これは県下の水田面積のそれぞれ22.6%、14.3%、計36.9%（昭和57年度、本地面積）が両地区に集中しており、かつそこでの生産組織の育成が進展していることによるものである。

また経営受託と農作業受託の面積比をみると、圧倒的に農作業受託が多い（95.6%）。

次に、生産組織による水稲作業面積^{注3)}が当該地域の水稲作付面積にしめる割合（以下、カバー率と称す）をみると、山県、本巣、土岐、揖斐、西南濃、益田、伊奈波の順に高いが（表4参照）、生産組織による水稲作業面積それ自体は西南濃地域が圧倒的に大きい（1,422ha、第2位の伊奈波は595ha）。

このように、西南濃地域（1市11町村）は県下有数の水田地帯であり、かつそこでの生産組織（農作業受託組織）の形成が盛んであり、本報告の課題にてらして最適の事例を提供する地域となっている。

注1) 農業生産組織に関する全国的統計調査は昭和43年の「集団的生産組織の実態調査」以来、約3年に1度行われている。詳しくは、農業生産組織研究会：“日本の農業生産組織”東京：農林統計協会、1980。を参照されたい。

そこでは、昭和51年の「農業生産組織実態調査」以降、その組織類型として、

1) 集団栽培組織 } 作目別小類型あり。
2) 共同利用組織 }

3) 受託組織 } 経営受託と農作業受託の小類型あり。

4) 畜産生産組織

5) 協業経営組織、の主要5類型を設定している。以下、本報告では水稲作の生産組織および受託組織に注目して分析する。

注2) あくまでも調査時点での「農協系統」であり、過去において、現在においても内実として農協がきわめて大きく関与しているが表面上は非農協系統のものは含まれない。この点で実勢より低めに出る傾向があるといえる。

注3) 主要基幹作業のうち、耕起作業をその指標として採用した。

表3 生産組織の概要と作業実績（昭和58年11月）

単位：人・ha・%

	生産組織数	構成員数	基幹オペレーター数	経営受託		作業受託		経営・作業受託構成（水稲面積割合）	
				水	稲	水	稲	経営受託	作業受託
伊奈波	39	580	304	2.0	6	595.1	1,275	0.3	97.7
西南濃	61	5,653	836	109.7	561	1,422.2	2,976	7.2	92.8
揖斐	17	1,232	185	—	—	416.5	1,018	—	100.0
本巣	20	1,163	193	—	—	410.1	1,132	—	100.0
武儀	8	298	37	32.0	89	83.5	301	27.7	72.3
郡上	7	550	33	—	—	118.2	338	—	100.0
山県	6	858	72	0.6	5	170.0	454	0.4	99.6
可茂	19	1,303	142	—	—	241.9	984	—	100.0
土岐	8	604	64	21.2	65	184.3	874	10.3	89.7
恵那	16	563	109	31.0	68	287.9	787	9.7	0.3
益田	5	494	33	—	—	90.5	300	—	100.0
飛騨	15	750	92	—	—	293.8	521	—	100.0
計	221	14,048	2,100	196.5	794	4,314.0	10,960	4.4	95.6

注) 岐阜県農業会議「岐阜県における農作業受託および経営受託の動向」1984. による

表4 農作業受託組織のカバー率（昭和58年度）

単位：ha・%

	水稲			
	作付面積	カバー率		
		経営受託	作業受託	計
伊奈波	5,313	0.0	11.2	11.2
西南濃	10,422	1.1	13.6	14.7
揖斐	2,806	—	14.8	14.8
本巣	2,166	—	18.9	18.9
武儀	2,292	1.4	3.6	5.0
郡上	1,865	—	6.3	5.3
山県	769	0.1	22.1	22.2
可茂	3,381	—	7.2	7.2
土岐	1,104	1.9	16.7	18.6
恵那	4,651	0.7	6.2	6.9
益田	772	—	11.7	11.7
飛騨	3,716	—	7.9	7.9
計	39,257	0.5	11.0	11.5

注) 表3と同じ、なお、作付面積は昭和57年度作物統計調査による。

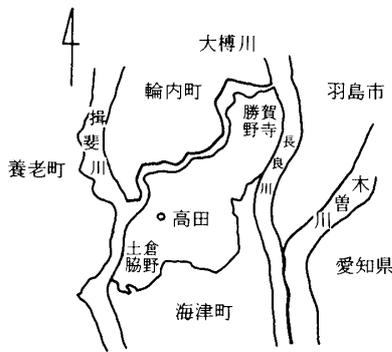


図1 集落位置図

2. 平田町における農業生産組織の展開

——組織類型と地域（集落）分布——

(1) 地域概要

平田町は、西南濃地域の最南端、海津町の北に位置する平坦地農村であり（図1参照）、高須輪中の一部をなしている。

農家戸数は978戸、うち専業86戸(8.8%)、第1種兼業農家154戸(15.7%)、第2種兼業農家738戸(75.5%)、以上1980年世界農林センサスを数え、耕地面積は994ha(うち田838ha、畑149ha、その他7ha)であり、農家1戸あたり耕地面積は102a(昭和57年度)と県平均に比べ2倍近い大きさであり、県下有数の穀倉地帯の一部をなしている。水田では近年、施設園芸(トマト、

キュウリ、苺)がさかんであり、また河川敷や水田転作を利用した酪農も展開している。

(2) 農業集落構成と集落型生産組織

平田町の農業集落数^{※1)}は17(農事改良組合数は20、センサス集落数は16、行政区は18である)であり、この農業集落と稲作生産組織とが整然と対応している。

昭和58年11月の岐阜県調査では、10の農作業受託組織がカウントされているが、これに対応する集落は9つである(表5参照)。三郷集落を除いて、そこではいずれの集落も8-9割以上の農家が参加し、集落内の水稲作付面積の7-9割以上をカバーしている。また集落の外へ出て積極的に作業受託を行う例はなく、あくまでも自集落の水稲作を対象とした農作業受託を行っている^{※2)}。こうしたタイプの生産組織を「集落型生産組織」と定義したい。その要件は、①農業集落を基本的活動範囲とする。②集落構成員の圧倒的多数を組織する。③生産組織の構成・運営(例えば役員選出、オペレーター選出等々)に「ムラ」原理(相互扶助、相互平等原理)が不可欠であること、以上の3点である。

表5 農業集落と集落型生産組織のカバー率

単位：戸・a・%

地 区	農 業 集 落			生 産 組 織		カ バ ー 率	
	構 成 員	水 田 面 積	水 付 稲 面 積	構 成 員	水 付 稲 面 積	構 成 員	水 付 稲 面 積
脇 野	57	6,883	5,413	34	3,800	59.6	70.2
土 倉	45	3,904	2,582	45	2,800	100.0	108.5
高 田	75	7,475	5,537	65	4,300	86.7	77.7
三 郷	144	8,368	6,577	37	1,000	25.7	15.2
者 結	26	2,241	1,677	22	1,200	84.6	71.6
勝 賀	93	5,662	4,044	82	4,300	88.2	106.3
幡 長	54	4,441	3,483	48	3,530	88.9	101.3
車 戸	13	941	598	12	570	92.3	95.3
大 尻	46	4,664	3,182	42	2,900	91.3	91.1
計	553	44,579	33,093	387	24,400	70.0	73.7
平田町合計	978	82,138	62,798	387	24,400	39.6	38.9

注1) 昭和58年11月, 県技術課調査による。

注2) 農業集落の水田面積, 水稲作付面積は昭和56年度, 生産組織のそれは昭和58年度である。

注3) 三郷は4つの小集落からなっており, ここに2つの集落型生産組織が存在する。

6参照), これらはいずれも戸数10戸前後からなる任意組合であり, 農業集落内に複数存在する事例が多い。

こうして平田町の17農業集落は, 集落型生産組織が存在し機能している9集落と, 比較的小さな共同利用組織や農作業受託組織が機能している8集落の2つに大分されている。

(3) 共同利用組織から集落型農作業受託組織への展開

——平田南部農業合理化組合の場合——

この共同利用組織から集落型農作業受託組織への展開を典型的に示すのは土倉集落の事例である。

土倉集落では, 集落の下部・連絡組織である組単位に昭和43年頃, トラクター利用組合(9戸)が, また45年頃には別の組でトラクター2台, 計3台が導入され, 3つの共同利用組織が活動していた。

ところが昭和47年に, ライスセンターと園芸団地育成を主目的とする第二次農業構造改善事業がスタートし, これに対応して水稲作業機械の導入と生産組織の育成が義務づけられ, 土倉, 高田, 脇野の3集落(約150戸150ha)を対象とする平田南部農業合理化組合が設立された。こうして土倉集落では, 3つの小さな共同利用組織が補助事業への対応の中で集落一本の大きな生産組織へと再編されたのである。

表5の集落型生産組織の多くは, 土倉集落と同様に補助事業対応等の中で, 小さな共同利用組織を集落型農作業受託組織へと再編成したもの, ないしはそれを模倣したものといえる。

以下, この集落型生産組織の典型として集落構成員の100%加入を実現している土倉集落と, 圧倒的多数加入の高田集落の生産組織をとりあげ, その経済構造を明らかにしよう。

注1) 世界農林センサスの規定では, 「一般に『ムラ』『郷』……などと呼ばれるものでもともと自然発生的な地域社会であって, 家と家とが地縁的, 血縁的に結びつき, 各種の集団や社会関係をかたちづけてきた農村における基礎的な地域単位」とされており, 平田町では明治8年当時の18ヵ村がほぼこれに相当する。

注2) カバー率が100%を越えるのは, 入作者(員外利用)や, 員内利用でも集落外の出作地の作業受託が存在するためである。

注3) 5戸以上で構成される小規模生産組織への県単独補助事業による。岐阜県全体としては, のべ190の生産組織(対象水田面積5,287ha)が作られ, トラクター156台, 田植機178台, コンバイン213台が導入されている。総事業費

表6 仲よしリレー農業の実績

年度	組織名	構成員	機 械
45	A	10	コンバイン
	B	7	トラクター
	C	5	コンバイン
	D	5	トラクター
	E	6	〃
	F	5	コンバイン
46	G	12	トラクター
	H	22	コンバイン
47	I	15	〃
	J	24	—
48	農 協	43	—
49	〃	40	トラクター
50	K	14	トラクター コンバイン

注) 県農業技術課

「仲よし農業機械化促進事業の概要」による。

さらに共同利用組織についてみると, 昭和45年から50年頃にかけて設立された13の組織^(注3)が存在しており(表

は4億8912万円、1件あたり225.4万円である。詳しくは、岐阜県農業技術課：“仲よし農業機械化促進事業の概要”：1976. を参照されたい。

3. 平田町南部農業合理化組合土倉営農班の経済構造

(1) 基本的諸指標の動き

組合の事業内容は、組合員から稲作基幹作業の委託申し込みを受け、これを組合で用意したオペレーターによって行い、委託農家からは「利用料」（委託料金）を徴集し、オペレーターには規定の賃金を支払っている。以下この組合の基本的諸指標を示すと次のとおりである。

(i) 加入戸数と加入面積（図2参照）

前者は、当初から集落の100%の農家を組織しており、その後も変化はない。後者は、組合員の所有水田面積の変化（農地転用、農地売買）によって多少変化している。

(ii) 作業実績（図3参照）

昭和47年度からコンバイン、48年度から田植機、49年度からトラクターが作動し今日に至っているが、利用率、（加入面積にしめる作業委託面積の割合）は、組合設立当初の一時を除けば約9割となっている。なお昭和50年代後半の作業実績の減少は、主として水田利用再編（小麦への転作）によるものである。

(iii) 利用料とオペレーター賃金（図4参照）

10aあたり利用料は、作業別に設定されている。各年度の料金設定は、組合の収支の状況、各作業別の収支予測等を勘案し、総会で決定している。このため年度毎に多少の振れがみられる。またオペレーター賃金も同様に、総会で作業別に決定されているが、これは漸増する傾向にある。

(2) 土倉営農班の収支分析^(注1)

土倉営農班の会計は、利用料会計と総括会計（利用料会計プラス、借入金、農家賦課金、機械購入費、償還金等を加えたもの）の2本建てとなっている。

(i) 収入構成（図5参照）

大きくは、利用料収入、農家負担金（機械購入負担金、償還金）、借入金、くりこし金および補助金の5つの部分からなっている。

昭和50年代初期には、借入金の割合が高く、50年代前半は近代化資金借入金の償還期であり、農家負担金が大割を占めている。また補助金は、最近年に集中している。

利用料収入は、作業実績の伸び悩みを反映して停滞しており、収入総額にしめる割合は決して高くない。

なお減価償却を行っていないので、農業機械の購入準備金に相当するものが「くりこし金」として収入に計上されており、昭和51年度以降、相当の

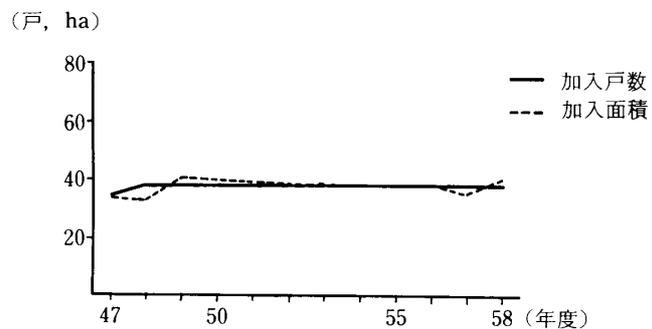


図2 加入戸数と加入水田面積

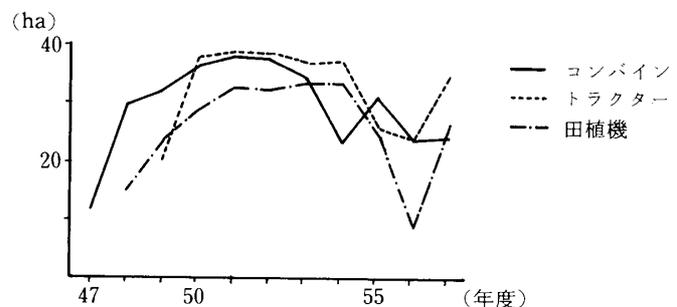


図3 作業実績

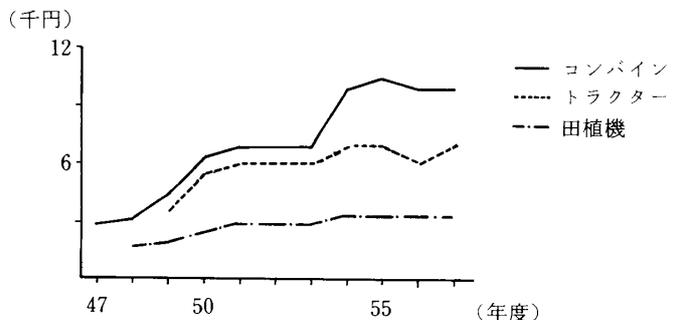
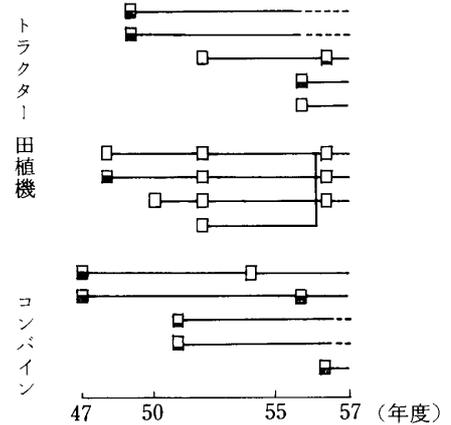
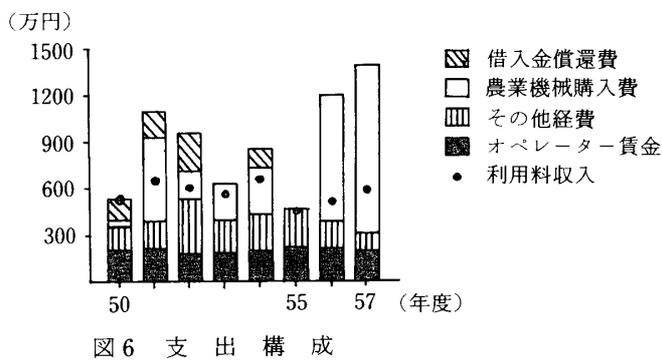
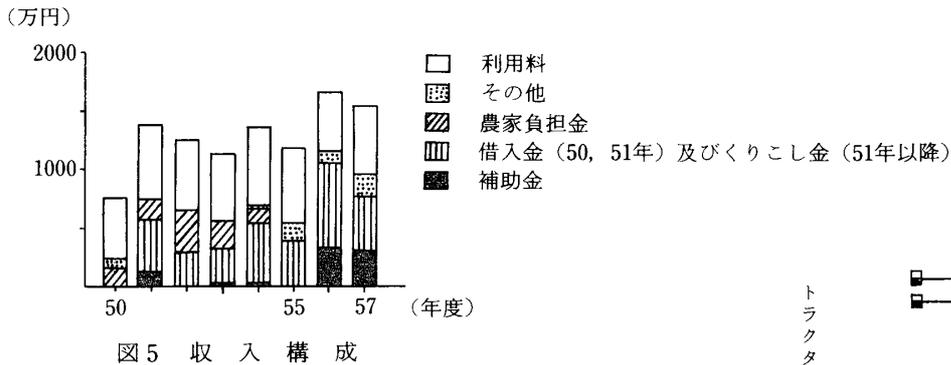


図4 作業別、10aあたり利用料



注) 黒字部分は、補助金額を示す。

割合をしめている。

(ii) 支出構成 (図6 参照)

支出の主要構成部分は、オペレーター賃金、燃料費、機械修理費等の経費、償還金および農業機械購入費である。

このうち、償還金は昭和54年度で完了し、また機械購入費は機械の更新期にあたる昭和51, 56, 57年度に集中している。

利用料収入にしめるオペレーター賃金および経費のしめる割合は5割前後の水準であり、この差額を積み立て(くりこし金として)、機械の消耗(機械修理費の高騰)をにらみながら機械を更新していくことである。

以上のように、過去8年間の組合収支をみると、機械の新規購入とそのための補助金、借入金の導入、これに対応した賦課金の徴集、償還金の支払いという昭和50年代前半期と、機械の更新、そのための補助金の獲得とくりこし金の掘り崩しで対応する昭和50年代後半期という2つの大きな時期区分が可能である。まさに農業機械の導入と更新、これを軸として組合の収支が動いているといえる。

今後の展望としては、1つには利用料収入の停滞(転作)、2つには経費率、経費額の高まり(燃料費、機械修理費等々——くりこし金蓄積の困難性——)、3つには補助金獲得の困難性の増大、4つにはその中でくりこし金の減少が大きな不安材料となっており、昭和50年代後半期の収支構造がどう動いていくか、予断を許さない状況にあるといえる。

(3) 農業機械の導入と更新 (図7 参照)

図7の四角は、農業機械の導入およびその更新を、実線はその稼働を示している(破線は、「使用しない」を示す)。この図で明らかなおおりに農業機械の新規導入には約5割の補助金がついているものの、第1回目の更新(昭和50年代前半)には補助金がつかず、ようやく第2回目の更新に約5割の補助金がついている。今後、第3回目以降の更新期に農業補助事業をめぐる情勢がどう推移するか、注目される場所である。

なお、機械の台数としては各3台を装備・稼動しており、作業実績との関係でみれば1haあたり約3馬力の機械装備となっている。経営をとりまく条件を異にするとはいえ稲作専業農家が目標とする1ha・1馬力^(注2)に比べ、相当過剰な装備であるといえる。この農業機械の装備率も今後の検討課題である。

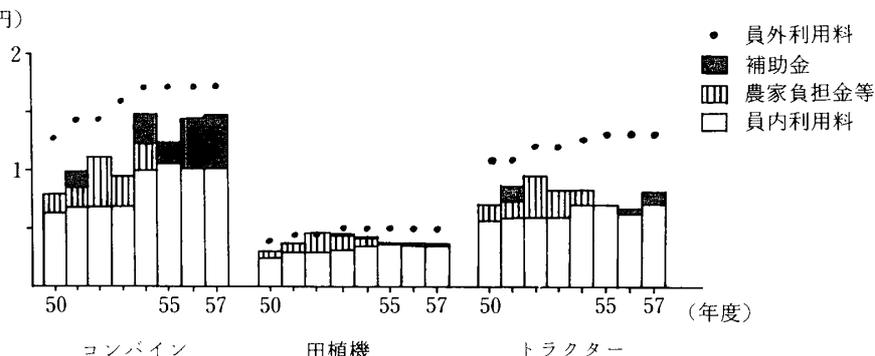


図8 員内利用料と実質負担利用料等の関係

(4) 員内利用料と実質負担利用料等
——農業補助金の果たした役割——

補助金の果たした役割をみるため、員内利用料と員外利用料^(注3)の相互関係に加えて、組合員農家の実質負担額（農業機械購入負担金や償還金負担額）さらには補助金額を年度別、機種別に算出し、員内利用料に積み上げて示したのが図8である。

組合員農家の実質負担額は、田植機の一部（昭和52年度）を除いていずれも員外利用料を大きく下回っており、このことは基幹農作業受託を実施する上で集落型稲作生産組織がきわめて大きな経済的メリットを実現したことを示している。

しかし問題点として指摘できるのは、第1に補助金があれば、すなわちそれに相当する金額を組合員農家が実質負担利用料に上積み負担すれば、その金額は員外利用料の約6-8割の水準をしめる点である。これは当該集落や平田町内には現在のところ存在しないが、他地域で見られる大規模受託農家(個人)の場合、受託圃場の諸条件によって員外利用料の1-2割引きで受託を行うケースが多く、この点からすれば集落型稲作生産組織は前述の農業機械の過剰投資の影響もあって特段の省力化、合理化を実現していると評価しがたいともいえる。第2に、その賃金や手当で評価し切れていないオペレーター賃金や役員手当^(注4)を考慮すると、実質農家負担利用料と員外利用料は案外と近い水準で均衡しているともいえる。まさに補助金に代表される行政や農協の下支えと「集落原理」、集落機能の介助によってこの集落型稲作生産組織が機能し、一定の経済的メリットを実現しているといえる。

(5) オペレーターの実態
——平等出役と平均出役——

土倉集落に加え集落型生産組織の形成、展開、その経営内容において類似の性格をもつ高田集落（平田南部農業合理化組合高田営農班）オペレーターの実態、その特徴は次のとおりである。

(i) 出役原理とその実際

土倉集落の場合、「水田加入面積30a以上の1戸から1名」の出役を義務づけている。また高田集落では「能力に応じて」（登録制）の出役方式を採用している。

その実際は、当該作業開始の1週間程前にオペレーター会議を招集し、機械別に1-3名の組を作り（コンバインは2名、小麦播種等は3名、荒耕し、小麦跡トラクターは1名）、組毎の日割りを行っている。なお、オペレーターが出役予定日に出役が不可能な場合はオペレーターの相対で「やりくり」（交替）を行っている。

(ii) 基本的性格は「平等出役」（土倉）ないしは「平均出役」（高田）

「やりくり」後の実際の出役日数とオペレーターの水田加入面積（イコール水田所有面積）は図9、図10のとおりである。

土倉集落では「反当平等出役」が、高田集落では「平均出役」が基本的であることが明白である。

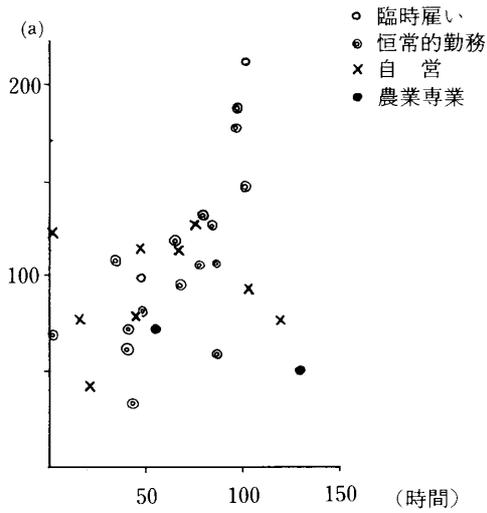


図9 オペレーターの水田面積と出役時間
(昭58年度土倉)

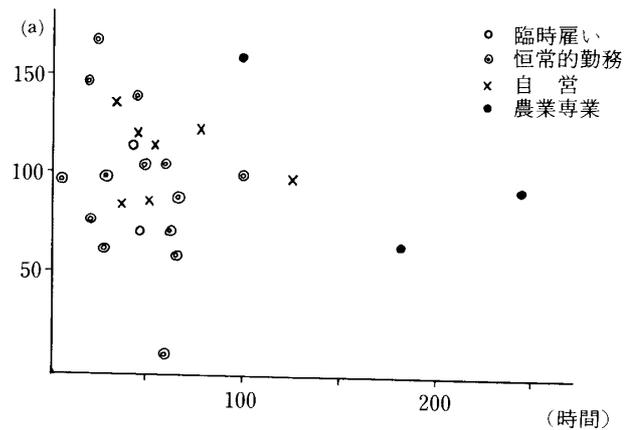


図10 オペレーターの水田面積と出役時間(昭58年度高田)

(iii) 超過出役者の性格

図9, 図10でこの「反当平等」ないしは「平均」出役からはずれる2つのグループが確認できる。1つは自営(会社経営)および名古屋市への恒常的勤務に従事する「出役しない」グループである。これは、出役が「勤務上不可能」であったり、「出役は面倒」と考えるグループであり、経済的にはオペレーター賃金(収入)を「必要としない」グループである。2つは、平均以上ないし反別相当日以上出役するグループであり、その職種は、農業専業(苺栽培), 自営, 日稼ぎ等である。この第2グループは、第1グループの「やりくり」の対象とされた農家である。

(iv) オペレーターの臨時的・副次的性格

昭58年度資料でオペレーター1人当たりの賃金収入をみると、平等出役型の土倉集落で65,267円, 平均出役型の高田集落で65,477円となっている。この金額を、米作粗収益および全作業委託に出した場合の農家所得(作付面積1ha, 平均単収7俵として126万円の粗収益, 全作業委託の所得率50%として63万円の農家所得)と比較すると、オペレーター賃金収入の臨時的・副次的性格が明白である。

表7 オペレーターの概要(昭58年度)

単位:人

営農班	項目 年齢	出役日数(1日=8時間)					職 業				水 田 面 積				計		
		5日未満	5日以上 10日未満	10日以上 15日未満	15日以上 20日未満	20日以上	臨時雇い	恒常的勤務			自営	農業専業	50a未満	50a以上 100a未満		100a以上 150a未満	150a以上
								公務員	会社員	工員							
高田	20歳台	3	2					4		1				2	2	1	5 (3.9)
	30 "	3	5	2	1	1	1	3	2	5	1			8	3	1	12 (53.9)
	40 "	1	6			1	2	1	2	1	1	1	4	3			8 (34.6)
	50 "		1					1						1			1 (7.6)
	計	7	14	2	1	2	2	2	9	4	7	2	1	14	9	2	26 (100.0)
土倉	20歳台	1	1					1		1			1		1		2 (6.7)
	30 "	1	4	4				8	1					3	4	2	9 (30.0)
	40 "	3	1	1	1	1		3	2	2			1	3	1		5 (16.6)
	50 "	3	4	3			2	2		4	2			5	5	2	12 (40.0)
	60 "		1	1			1		8		1			2			2 (6.7)
計	8	11	9	1	1	3		14	3	8	2	2	13	11	4	30 (100.0)	

注) 農業生産組織調査(昭58年度)による。

さきにもみた平均ないし平等出役の超過出役者の場合も、その賃金収入は年額30万円を超えることはなく、依然としてオペレーター収入は農家所得はいうまでもなく、農業関連収入のごく一部をなすにすぎない。彼らの出役の超過性は、出役予定者ないし出役義務者からの交替要請とその受諾の可能性^{注5)}によっているのであるが、彼ら自身はオペレーターとして専従する意思を持っておらず、この超過性は基本的にはオペレーター出役の「平等性」や「平均性」を否定するまでに至っていないといえよう。

(v)オペレーターの世代交替は始まっている

オペレーターの世代交替はすでに始まっており、20-30歳台のオペレーターが全体の4-5割をしめているのも大きな特徴である(表7参照)

(vi)経営耕地(水田)面積の大きさと無視できない米作収入

以上のようなオペレーター出役の原則、実際、その性格とオペレーターの世代交替の開始を全体として成立させた要因として、次の3点が重要であろう。第1に、経営耕地(水田)面積の大きさである。昭和20-30年代の土地改良事業によって、従来の堀田(クレーク)を埋め立て、経営耕地を飛躍的に拡大しており、第2に、そのことからして米作収入は決して無視できない大きさとなっているのである。さらに第3に、オペレーターの兼業職種をみるならば(表7参照)、「恒常的勤務」が圧倒的に多いものの、その多くは町内ないしは地域(集落)内の会社、工場(零細・下請け)が多く、そこでの賃金水準や就業動向は概して不安定であり、また自営(個人営業ないし下請・加工)も多い。こうして米作収入は、無視できない大きさであると同時に農家所得の不可欠の構成要素となっているのである。

注1) 昭和47-49年度は、農業機械の配置とオペレーターの配属のみ集落(営農班)単位で行っていたが、昭和50年度から会計も集落単位に独立させている。

注2) 北陸米単作地帯の大規模借地農業者の事例である。詳しくは、竹本敏晴：「竹本農場の稲作経営の現況と展望」北陸農試農業経営研究資料(21)：1983。を参照されたい。

注3) 町の農業生産組織で構成される平田町農業機械化調整協議会で決定された協定料金である。

注4) 役員手当ては、年額3万円であるが、実際には「無給」ないしは「赤字」である。すなわち役員相互の連絡費やオペレーター会議での飲食費に充当されている。まさに生産組織の長は、「ムラ」の公職(名誉職)となっているのである。

注5) オペレーター収入は、「世界農林業センサス」の規定によれば「兼業収入」であるが、「農業収入」と「オペレーター収入」を合わせて「農業関連収入」とし、この中での「オペレーター収入」のしめる割合の低さに注目した。

注6) 「自由に休みがとれる」ということで出役調節のプールとなっている。彼らの超過出役は、彼らの希望によってではなく、さきの第1グループ他の希望・要請によっている点が必要である。まさに、「平等出役」「平均出役」え前提とした「超過」を出役といえる。

謝 辞

調査にあたり御協力を賜った平田町役場産業課、平田町農協、平田町土倉および高田両集落の皆様へ深謝します。

なお本研究は、昭和57・58年度文部省科学研究費(総合A、研究代表者御園喜博)の助成を得たものの一歩である。

文 献

- 1) 氏家光二・水谷靖・西尾敏男：水稲の集団栽培——愛知県における実態分析——。日本の農業——あすへの歩み——(1)：1971。
- 2) 西尾敏男：稲作生産の組織化における問題点と市町村・農協指導のあり方。東海の農政(25)：1977。
- 3) 竹谷裕之・有本信昭：「東海地域における農産物の生産と流通」杉山道雄・山本堯編「東海の農業——工業化地帯の農業を考える——」東京：日本経済評論社155-162, 1983。
- 4) 西尾敏男：愛知県における水稲生産組織の変遷(1)。農業構造問題研究(78)：1973。

- 5) 農林水産省構造改善局：“地域農業集団育成の手引き”東京：全国農業会議所99, 1983.
- 6) 東海農政局統計情報部：東海の農業生産組織名簿. 農林水産統計報告書54(9)：1981.
- 7) 岐阜県農業会議：“岐阜県における農作業受委託および経営委託の動向”岐阜：41, 1984.